一宮市尾西庁舎広告付き行政情報モニター設置取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、一宮市有料広告要綱（平成 20 年 12 月 22 日施行。以下「要綱」）という。）の規定に基づき、一宮市尾西庁舎における有料広告等を掲出した行政情報モニター（以下、「モニター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとことによる。

(1)　広告主　モニターに掲出する広告を提供する者をいう。

(2)　設置業務　モニターの作製及び設置、広告主の募集、その他広告掲出に係る業務をいう。

(3)　事業者　設置業務を行う者をいう。

（掲出基準）

第３条　広告主は、要綱第２条ただし書各号に該当しないものとする。

２　モニターに掲出することができる広告の内容は、要綱第３条各号に該当しないものとする。

（設置場所等）

第４条　モニターの設置場所及び設置数は別表のとおりとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて事業者が負担するものとする。

（設置期間）

第５条　モニターの設置期間は、５年以内とする。ただし、市長は、事業者と協議の上、設置期間を変更することができる。

（事業者の募集）

第６条　事業者の募集は、市ウェブサイトに募集要項を掲載して行うものとする。

（申込み）

第７条　事業者の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、前条において定める募集要項に基づき、一宮市尾西庁舎広告付き行政情報モニター設置申込書（様式第１）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業者の決定）

第８条　市長は、前条の申込みがあったときは、申込内容が募集要項に記載する応募資格・仕様等の基準を満たすことを確認し、事業者を決定するものとする。

２　前項において、申込内容の基準を満たす者が複数いる場合は、最も高い広告掲出料を提案した者を事業者として選定するものとし、広告掲出料の提案金額が同額のときは、抽選によって事業者を決定するものとする。

３　市長は、前２項の規定により事業者を決定したときは、その結果を申込者に一宮市尾

西庁舎広告付き行政情報モニター設置可否決定通知書（様式第２）により通知するものとする。

（使用許可申請）

第９条　前条の規定により事業者として決定を受けた者は、一宮市公有財産管理規則（昭和62年一宮市規則第９号）第20条第３項に規定する使用許可申請書を提出しなければならない。

（使用料等）

第10条　モニターの設置に係る使用料の額は、行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和62年一宮市条例第４号）（以下「条例」という。）第２条の規定に基づき、広告掲出面積１㎡当たり月額8,000円とする。

２　市長は、前項に規定する使用料に加えて、広告掲出料を別に徴収することができるものとする。

（モニターの設置）

第11条　事業者は、モニターの設置について市長の指示に従うものとする。

（管理及び保守）

第12条　モニターの管理及び保守は、事業者が自己の負担で行うものとする。

（広告の募集及び審査）

第13条　事業者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

２　事業者は、モニターに広告を掲出しようとするときは、広告主及び広告内容について、事前に市長に報告しなければならない。

３　市長は、前項の報告があったときは、要綱第５条第１項に規定する一宮市有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

４　市長は、審査会の審査の結果、広告の内容が要綱第３条の規定に抵触していると認めるときは、事業者に対して当該広告の内容の変更を求めることができる。

（事業者の責任）

第14条　事業者は、設置業務に関するすべての責任を負うものとする。

２　事業者は、設置業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。

３　事業者は、設置業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告の掲出停止）

第15条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、広告の掲出停止を命ずることができる。

(1)　第13条第４項の規定による広告の内容の変更を事業者が行わないとき。

(2)　広告の内容が要綱第３条の規定に抵触する場合において、第13条第４項の規定によ

っても解決できないとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲出を適当でないと認めたとき。

（決定の取消し）

第16条　市長は、地方自治法第238条の４第９項の規定により目的外使用許可を取り消したときは、第８条第１項の規定による決定を取り消すものとする。

（使用料等の還付）

第17条　使用料の還付は、条例第４条の規定によるものとする。この場合において、還付額は、１月当たりの使用料の額にその事由が発生した日の属する月の翌月から使用終了日の属する月までの月数（１月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

２　第10条第２項の規定により広告掲出料を徴収した場合において、前項の規定により使用料を還付するときは、広告掲出料を合わせて還付する。

３　前項の場合において、還付額の計算は、第１項後段の規定を準用する。この場合において、第１項後段中「使用料」とあるのは、「広告掲出料」と読み替えるものとする。

４　前３項の規定により還付する使用料及び広告掲出料には、利子を付さない。

（雑則）

第18条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第４条関係）

設置物	設置場所	設置数
広告付き行政情報モニター	尾西事務所窓口課（１階） 案内表示モニター横	1